

循環ろ過装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の施設の循環ろ過装置保守点検業務に関し、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

1 対象装置及び台数

- (1) 片山市民プール ろ過装置幼児・25m用、ろ過装置50m用 2台
- (2) 北千里市民プール ろ過装置50m用 2台、ろ過装置変形用 1台
ろ過装置幼児用 1台

2 保守点検回数等

1年間に3回とし、実施時期は、6月中旬、7月末～8月初、9月中旬とする。
なお、不調時は、随時点検及び整備をする。

3 技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術者を派遣すること。

4 保守点検結果報告書

保守点検後、速やかにその結果を報告すること。なお、3回目の実施後は内部整備等の写真を添付した保守点検結果報告書を提出すること。また、補修を必要とする箇所がある場合には、補修内容、図面等を添付すること。

5 業務内容

別表1のとおりとする。

6 法令の遵守等

乙は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

7 その他

この仕様に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書 7 別表 1

| 保守点検箇所 | 6 月 中 旬 | 7月末～8月初 | 9 月 中 旬 |
|-----------------------------------|--|--|---|
| ポンプ | <ul style="list-style-type: none"> ・グランドパッキン状態の確認・カップリングゴム取り換え ・ベアリング状態の確認・油の補給又は交換 ・動力線接続部分確認・芯出し、運転状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・油の補給又は交換 ・芯出し、運転状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ内部排水 ・修理又は整備必要箇所確認 |
| 操作弁 | <ul style="list-style-type: none"> ・注油・作動確認・モートルの芯出し | <ul style="list-style-type: none"> ・注油 | <ul style="list-style-type: none"> ・注油 |
| ストレーナー | <ul style="list-style-type: none"> ・パッキンを状態により取換え | | <ul style="list-style-type: none"> ・こし器洗浄乾燥・内部サビ落し塗装 |
| スラージ槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・コック開閉チェック、注油 | | <ul style="list-style-type: none"> ・内部洗浄・内部サビ落し塗装 |
| エレメント | <ul style="list-style-type: none"> ・漏水補修・処理能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・漏水補修・処理能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・逆洗を十分に・内部排水 |
| ろ過槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・ろ材補充 | | <ul style="list-style-type: none"> ・内部開放・砂の晶状態確認 |
| バルブ | <ul style="list-style-type: none"> ・全閉全開確認・パッキン状態により取換え | | <ul style="list-style-type: none"> ・グリス塗り |
| 圧力計 | <ul style="list-style-type: none"> ・作動確認 | | |
| 全 体 | <ul style="list-style-type: none"> ・試運転・水漏れ有無確認 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外部塗装(部分的)・補修箇所の確認 |
| <p>備考 *印の項目については、実施分を甲より指示する。</p> | | | |